

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第 1 定期監査

1 平成 15 年度第 1 回定期監査結果報告（平成 16 年 2 月 27 日監査報告第 4 号）

(1) テーマ監査

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(4) 支給手続等について改善を求めるもの</p> <p>ア 年末年始に勤務した場合等に関する特殊勤務手当の支給根拠の規定化を求めるもの（総務局、水道局及び交通局）</p> <p>年末年始の休日期間中に、病院や福祉局の入所施設などに勤務した一般職職員に対する特殊勤務手当及び年末年始の特別清掃作業期間中にじんかい処理業務等に従事した環境事業局の現場に勤務する職員に対する特殊勤務手当については、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」第 12 条第 1 項第 7 号の「その他特に支給を必要と認められる特殊な業務に従事する場合」に該当するものとして、毎年、年末に、個別の決裁により支給</p>	<p>平成 16 年 12 月に、人事委員会において、「一般職職員の特殊勤務手当に関する規則」が改正され、年末年始の休日期間中に勤務した一般職職員に対する特殊勤務手当について、規定化されました。</p> <p>また、平成 16 年 12 月に、水道局において、「横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程」を改正し、交通局</p>

しているが、毎年継続的に支給されていることから、規定化する方向で改善を図られたい。

また、企業職員に対しても、年末年始の休日期間中に勤務した場合に特殊勤務手当を支給しているが、個別の決裁により、毎年継続的に支給していることから、規定化する方向で改善を図られたい。

においても、「横浜市交通局企業職員の手当に関する規程」を改正し、年末年始の休日期間中に勤務した企業職員に対する特殊勤務手当について、規定化しました。

なお、特別清掃作業期間中にじんかい処理業務等に従事した環境事務局の現場に勤務する職員に対する特殊勤務手当については、現在、環境事務局の現場に勤務する職員に対する手当について全体的な見直しを検討しております。